

専決処分した事件の報告及び承認について

き、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百七十九条第一項の規定に基づき、江戸川区特別区税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第三項の規定により報告し、承認を求める。

平成二十三年五月二十四日

江戸川区長 多田正見

江
戸
川
区
條
例
第
十
四
号

平
成
二
十三
年
五
月
十
二
日

江
戸
川
区
長
多
田

正

見

江
戸
川
区
特
別
区
税
條
例
の
一
部
を
改
正
す
る
條
例
を
公
布
し
ま
す
。

江戸川区特別区税条例の一部を改正する条例
江戸川区特別区税条例（昭和四十年一月江戸川区条例第六号）の一部を次のよう
に改正する。

付則に次の二条を加える。

（東日本大震災に係る雑損控除額等の特例）

第十五条 所得割の納税義務者の選択により、法附則第四十二条第三項に規定する特例損失金額（以下この条において「特例損失金額」という。）については、平成二十二年において生じた法第三百四十四条の二第一項第一号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第十七条の規定により控除された金額に係る当該特例損失金額は、その者の平成二十四年度以後の年度分の区民税に係るこの条例の規定の適用については、平成二十三年において生じなかつたものとみなす。

2 前項の規定の適用を受けた所得割の納税義務者の同項の規定により適用される第十七条の規定により控除された金額に係る特例損失金額が平成二十四年以後の各年において生じたものである場合における前項の規定の適用については、同項中「平成二十三年」とあるのは、「当該特例損失金額が生じた年」とする。

3 第一項前段の場合において、第十七条の規定により控除された金額に係る特例損失金額のうちに、同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第四十一条の六第一項に規定する親族の有する法附則第四十二条第三項に規定する資

産について受けた損失の金額（以下この条において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の平成二十四年度以後の年度分の区民税に係るこの条例の規定の適用については、平成二十三年において生じなかつたものとみなす。）

4 第一項の規定の適用を受けた所得割の納税義務者の同項の規定により適用される第十七条の規定により控除された金額に係る親族資産損失額が平成二十四年以後の各年において生じたものである場合における前項の規定の適用については、同項中「平成二十三年」とあるのは、「当該親族資産損失額が生じた年」とする。

5 第一項の規定は、平成二十四年度分の第二十三条第一項又は第四項の規定による申告書へその提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第二十四条第一項の確定申告書を含む。）に第一項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これららの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めれる場合を含む。）に限り、適用する。

（東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例）

第十六条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十三条第一項の規定の適用を受けた場合における付則第三条の五及び付則第

付則

三条の五の二の規定の適用については、付則第三条の五第一項中「租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第四十一条の二の二」と「法附則第五条の四第六項」とあるのは「法附則第四十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五条の四第六項」と、付則第三条の五の二第二項中「租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第二項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第四十一条の二の二」と、「法附則第五条の四第六項」とあるのは「法附則第四十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五条の四第六項」と、同条第二項第二号中「租税特別措置法第四十一条の二の二」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定により適用される租税特別措置法第四十一条の二の二」とする。

から加える規定は、平成二十三年四月二十七日から適用する。ただし、付則に二条を
例の規定は、平成二十三年四月二十七日から適用する。ただし、付則に二条を
から施行する。付則第十六条に係る部分に限る。」は、平成二十四年一月一日